〈論文〉

# 地方分権における先住民コミュニティの自治 ーグアテマラ西部高地における事例の考察―

池田光穂

#### I はじめに

本稿は現地調査に基づき、グアテマラ共和国西部高地の先住民コミュニティにおける水源地の土地確保の問題に端を発する町長派と地元協議会派のあいだの紛争事例を紹介し、地方分権における民主主義にもとづく自治とは何かについて考えるものである。先住民コミュニティ成員が、それまでの地方のネポティズム(縁故主義)やクライアンティズム(恩願主義)にもとづく自治の運用慣行から地方分権による「民の支配(dêmos + kratos)」への新制度の導入に際して、どのように法の正義や自治を考え、それらを行動の基盤とし実践しているのか、さらには紛争をめぐる実践の中でそれを正当化する論理をどのように理解しているのかについて考える。地方分権という用語は、スペイン語での公式的な表現である脱中央集権(descentralización)のほうが、そのニュアンスを正確に表現できるが、この論文では従来の訳語である「地方分権」または「地方分権化」に従う。

この I 節では、まず地方分権化に至るこの国の歴史的文脈について解説する。それに続き、Ⅱ節では研究対象の地方自治体であるムニシピオの状況を、またⅢ節では、地方自治をめぐる紛争の具体的経緯を紹介する。Ⅳ 節は、紛争を生んだ地方分権の状況を法整備の観点から説明する。Ⅴ節で は、現時点における紛争の位置づけと今後の方向性を考える。そこからこ の紛争の経験が、一見関係を持たない我々自身の社会の民主主義や統治に ついて考えるヒントになり得る可能性について提言する。

グアテマラの内戦時代(1961~1996年)に軍部から自治体に対して提案され、リオス・モント政権期(1982年3月~1983年8月)に本格導入された旧式のライフルという武器の供与により、自治体が組織した自警団組織(Patrulla Autodifensa Civil, PAC)という制度は、共同体内での紛争の抑止と秩序の維持に、対話と合意にもとづく民主主義ではなく、暴力と恐怖による秩序維持の原理を持ち込んだ(Ikeda 2000;池田2002)。

1996年12月29日調印の政府とグアテマラ国民革命連合とのあいだの17項目の和平合意(Acuerdo de Paz firme y duradera)によって実現された、自警団組織の解体は、先住民を含むグアテマラ国民に対して国家から付与された銃と暴力による治安維持から、法と民主主義による自治へという、当時ほとんど忘れられていた、あるいは未だかつて存在してこなかった「正常化」への途を切り拓いた。統治の「正常化」プログラムは、武力紛争の終焉だけがその目的ではない。内戦で疲弊したグアテマラの経済を回復し進展させることにもある。事実1996年の和平合意の17項目のうち、項目5(多民族性の尊重)、6(国民全体の参加の必要性)、7(正義の実現)、8(貧困克服と健康の実現)、および9(農業問題)の、合わせて5項目(全体の約1/3)に経済に関する言及や語彙が含まれている。

内戦期の後半に激化するグアテマラ西部高地への軍部による対反乱作戦は、先住民に対する虐殺と国外難民を増加させたと言われているが、内戦期全体で20万人の犠牲者と45万人の国外難民を生んだと推計されている。そして2005年までの国外移民は総計で140万人に及ぶという(Migration Policy Institute, Washington D.C.)。民政移管後の1986年以降、グアテマラでは経済的な理由によるメキシコへの一時的な労働移民が始まる。メキシコからはアメリカ合衆国との国境を越境する非合法(不法)労働移民が増加し1994年のメキシコ通貨危機には、その数は急増する。メキシコ国内

のグアテマラ人労働移民も一部そのルートに沿い北上した。内戦終結前 後、メキシコ領内にあった UNHCR のチアパス州やベラクルス州の難民 キャンプから多くの人が本国に帰還したが、アメリカ合衆国に難民化した 先住民もいる。これらがグアテマラ先住民のアメリカへの本格的移民の嚆 矢だと言われている。アメリカへの非合法移民が増加し、アメリカ国土安 全保障省 (Department of Homeland Security) の推計では、2000年でグ アテマラからの移民総数が29万人であったものが、10年後の2009年には合 法移民18万人、非合法 (unauthorized) は48万人に増大する (Hoefer et al 2010)。北米への非合法労働移民の増大により、母国であるグアテマラ ^ へのドル送金による本国経済への好況状態がうまれ、最盛期にはグアテマ ラの外貨収入の約2/3、GDPの約1/10を占めていた(CIA Online)。 この活況は米国のサブプライムローン住宅危機問題が表面化する2007年を 経由して2009年のグアテマラの経済危機まで続いたと思われる。グアテマ ラの経済状況は1980年以降、消費者物価のインフレーション率が平均して 10%未満を推移しているが、それが30%を超えたのは、ビニシオ・セレソ 大統領による民政移管直後の1986年と執政の最終年の1990年と、自己クー デタ (auto-golpe) という憲法停止スキャンダルにより2年半で大統領を 辞任したホルヘ・セラノの政権1年目の1991年の3度のみであり、これま で国民経済の著しい破綻をみることはなかった (CIA Online)。

2011年現在、グアテマラの国内人口は1,382万人である (CIA Online)。 グアテマラ共和国は22の県 (departamento) と332の市町村自治体の統一カテゴリーとしてムニシピオ (municipio) に分かれている。1984年当,時、同数の県と324のムニシピオがあったので、新しいムニシピオの数の増加はわずか8自治体に留まり、人口の成長に比して増えていない。他方人口は、1984年750万に対してこの27年間に1.84倍へと増加した。人口に比してムニシピオ数の増加が少ない理由としては、ムニシピオは地方自治の強固なユニットであり、その統治の相対的な自律性にあると考えられる。グアテマラにおける県の行政責任者は中央政府からの任命であり、ム

ニシピオ内の政治に直接介入する権限を持っていない。地方自治に権限をもつのはムニシピオの首長アルカルデ (alcalde:本稿では「町長」と呼ぶ)であり、その役職は住民の直接選挙により選出される。このことにより住民は、文化的アイデンティティとして県民意識こそ持つが、地理空間へのテリトリー意識とそこへの帰属のアイデンティティは、県よりもムニシピオにあるという自覚をより強く持つ。ムニシピオの領域は、植民地時代からの教区や地理的境界に由来し、また事実、先住民共同体では共通の民族衣装あるいは方言使用などの文化的同質性が保たれてきた(Tax 1937)。

町長は、議会を構成する町会議員 (regidor) を任命し、また役所を運 営する司法官(juez de paz)、警察官(policía o aguacil)および共益管財 官(síndico)を任命する権限を有していた。また時に一定の徴税権をも ち、首長としての町長には比較的強い権限が与えられていた(Código municipal: Decreto número 1183, 1957年) (Adams 1970; Nyrop 1983)。 だが内戦前では、町長職が人口においては少数派のラディーノに独占され ていた。多数派の男性先住民は、それとは別の「公民=宗教階梯組織ある いはカルゴ体系 (civil-religious hierarchy or Cargo System)」と呼ばれ る、プリンシパーレス(principales)をリーダーたちとする成人男性から なる階層化された在俗者による村落の統治機能を兼ね備えていた祭祀組織 を護持していた (cf. Cancian 1965; Dewalt 1975)。しかし1958年のイディ ゴラス・フエンテス (Miguel Ydígoras Fuentes) 大統領期以降、国家政 治と村落共同体とを政治的に統合する政策が押し進められた。同時期に は、政府主導の協同組合の育成が試みられ、先住民共同体が中央の経済シ ステムへと巻き込まれていった。その結果、カルゴ体系のもつ男性中心の 伝統的な社会動員システムは、中央からくる近代的政治システムを徐々に 機能的に補完するようになっていったとも考えられる。

グアテマラのクチュマタン高原やシエラ・マドレ高原の先住民共同体の なかには、ラディーノ男性が実質的に排除されたカルゴ体系よりも、参加 の条件にラディーノと先住民を区別せずかつジェンダー的制約が緩やかな 聖人祭祀集団であるコフラディア(cofradía)というものもある。そのような参加制約が緩いコフラディアでは、成人の女性はラディーナ、先住民 を問わず加入することができた共同体も存在した。この場合、性別を問わ ない準政治的な社会参加は、むしろ伝統宗教がその機能を担っていたとも 言えるのである。いずれにせよ伝統的祭礼組織と村落の統治には、それぞ れ地方固有のやり方があったと推測できる。それに対して、伝統システム と近代システムの緩やかなこの種の節合過程を破壊する動きが生じる。同 時期のグアテマラ革命(1944~1954年)や、その後の反動として反共を目 的としたカトリック教会によるアクション・カトリカ(Acción Catórica, AC)の隆盛(1950~1960年代)がそれである。後者の刷新的な宗教運動 は、在俗信徒のカテキスタ(教理教育者)を組織化することで、共同体内 でカルゴ体系やコフラディアという伝統的宗教組織に対する批判をおこ なった。そして、実際にいくつかの共同体の組織を解体した(Ⅱ節参 照)。

その持続的変化の最終局面において決定的な影響を与えたのは、クーデタにより政権を奪取しまた同じ権力メカニズムによって政権から追われた、1982年3月~1983年8月のリオス・モント(元)将軍である(Ikeda 2000)。彼は大統領政権期の初期にすべての自治体の首長を解任し、多くが軍人や福音主義派のキリスト教徒からなる政府の任命者を配置した。さらに内戦の軍事紛争地域では、首長による自治体の統治が停止され、駐屯する軍人が彼らに替わった(Nyrop 1983)。軍事評議会を結集しリオス・モントを政権から外したメヒア・ビクトレス大統領期の1985年に現行憲法が制定され、地方自治は元の統治制度に復帰した。そして1986年に民政移管したビニシオ・セレソ大統領の執政2年目に現行制度と多くを共有する地方自治への法律改正が行われた(これ以降の変化はIV節で論述する)。

#### Ⅱ ムニシピオの状況

ここで紹介する西部高地の先住民コミュニティ(ラディーノ人口は僅少)は、共和国西南部にあるサン・マルコス県にあるムニシピオで、その人口は約4万6千人(グアテマラ国立統計局、2002年)である。ジョン・ホーキンス(John Hawkins)は、サン・マルコス県のラディーノの居住地と見なされている県庁所在地サン・マルコス市と、それに隣接する双子の兄弟都市であり商工業に従事する先住民の町サンペドロ・サカテペケス市(San Pedro Sacatepequez)を1970年代後半に調査した。彼の研究は、先住民とラディーノという2つの民族集団の社会関係とそれぞれの民族アイデンティティについてであった。ホーキンスはその著作の中で、本研究対象のムニシピオについて言及しており、この町を「『本物』の先住民コミュニティのひとつ(one of these 'true' Indian Communities)」であるとして、上記研究のために同地において短期間の調査をおこなっている(Hawkins 1984: 286-299)。

この町 (ムニシピオ)全体の主たる産業は農業である。またこの町の中心では大きな定期市があるために近隣から商人の一時的流入が多く、コミュニティ内でも商業に従事する者も多い。住民のほとんどがマヤ系の先住民であり中南部方言のマム語 (Mam)を話す。言語使用者のほとんどは公教育によりスペイン語のバイリンガルであるが、先住民の家庭内ではマムが多く使われる。商業的取引の現場ではスペイン語とマムの二言語併用の状況が、教会のミサの朗読や説教の際にはマム語の通訳がつく。ここでは少なくとも1960年代からアクション・カトリカの活動が活発であった。アクション・カトリカは19世紀のスペインやイタリアなどにはじまった反教権主義 (Anticlericalismo)への抵抗からうまれた在俗者の活動に焦点化されたカトリック刷新運動である。1930年代には反共主義と結びつきケツァルテナンゴ教区とりわけトトニカパンで盛んになる。米国 CIA の支援を受けてグアテマラ革命を終焉したカスティージョ・アルマス大佐 (1954年9月大統領に就任したが1957年7月に暗殺)が創設した極右政党

の国民民主運動(Movimiento Democrático Nacional, MDN)があった (Adams 1970: 294-301; Falla 2001: 12-13)。イディゴラス・フエンテス 将軍がクーデタで政権を追われた後の1960年、マリオ・サンドバル・アラルコン(Mario Sandoval Alarcón)は MDN を受け継いで新たに国民解放 運動党(Movimiento de Liberación Nacional, MLN)を結成し、この党は ほどなくして議会で第一党となる。軍部と結びついたこの反共政党のもとでアクション・カトリカは西部高地の村落部で大きな勢力をもつようになる。

カトリック勢力は1959年のキューバ革命の成功を教権に対する脅威と見 なし、アクション・カトリカを含めて教会のカテキズム機能を強化し、地 域の経済開発を支援し、また次世代のリーダーを養成するためにグアテマ ラ全土、とりわけ先住民地域を中心に教育支援の活動を展開する。この町 もまたアクション・カトリカを組織した神父が先住民に対する教育振興に 深く関わった。神父は先住民の「伝統的迷信」を嫌い、この町の若い世代 に積極的に近代教育を授け、神学校や師範学校へと進学を勧めることで、 この町の近代化を推進させようとした。それゆえ、これまでにこの町の学 校出身の先住民から大学卒業者を含む高学歴者を多く輩出してきた。アク ション・カトリカは、ローマ・カトリックのカテキズム重視のため、マヤ の儀礼には極めて不寛容な態度で臨んだ。少なくとも1960年ごろには、伝 統的なマヤの儀礼行為に関わっていたカルゴ体系やコフラディアは実質的 に廃絶され、祭礼で民族舞踊が行われることは無くなり久しく絶えてい た。1996年末の和平合意後からの全国各地でのマヤ先住民運動の影響を受 けてこれらの「民族文化」は回復の兆しがあるが、この町では現在でも伝 統的なマヤの宗教儀礼が表立って行われることはない。この町では北米の 福音主義派のプロテスタント宗派に属する2、3のセクトが1980年代に進 出してきたが、他のグアテマラの先住民共同体とは異なりその宗教として の社会的影響力は極めて少ない。

サン・マルコス県サンミゲル・イシュタウァカンとシカパカには、2004

年から本格的に金と銀の採掘がはじまったマリリン鉱山がある。この鉱山 は、当初グラミス社が開発し、カナダ・バンクーバーに本社がある世界最 大規模の金の採掘会社ゴールドコープが2006年に会社ごと買収している。 西部高地の多くの先住民コミュニティの住民は、この鉱山を、植民地時代 の征服者や独立以降の近代国家のクリオージョから先住民が受けてきた抑 圧の象徴として表現することが多い。この町では、先住民抑圧の歴史は、 植民地時代の植民者スペインの圧政、リベラル期の改革者(サン・マルコ ス県出身の)バリオス大統領(1873-1885年)によるマヤの家族と個人名 のマヤ風の呼称をスペイン風の姓名に改名する命令、そしてウビコ大統領 独裁時代(1931-1945年)の強制労働法令 (Ley contra Vagancia, 政令 1996.1934年)と関連づけて語られる。現在ではこれらの抑圧や「先住民 の富の収奪」に加えて、エコロジー思想の影響を受けた環境保護の言説が 加わり、これまで先住民が維持してきた調和的自然を「破壊し汚染する」 悪い企業としてこの鉱山が批判される。もちろん実際に周辺村落では環境 破壊と水系の汚染は深刻である。それゆえ西部高地を中心に外国資本によ る鉱山開発に激しい抗議活動が行われてきた。この町でも「鉱山開発を拒 絶せよ!("No a la Minería")」というスローガンのもとに、住民投票が 2006年5月27日と、2008年5月14日の二度にわたり実施され「否決」が採 択されている。サン・マルコス県の先住民コミュニティでは、住民の態度 として鉱山開発を拒絶することは当然の合意事項とされている。そのた め、この地域を訪問する欧米人は、「技術者」などの会社の手先か、反対 運動のシンパサイザーか、あるいはジャーナリストかなどと穿鑿され、住 民の監視に置かれることを意味する。同時に、住民は、隣人が土地を外国 人に売却したり会社による試掘などを許可したりすることに対して、過敏 と言えるほど警戒する。西部高地では、コミュニティ外部からの「侵入」 と内部からの「裏切り」に対して以前よりもなお敏感になっている。

2008~2011年の調査当時の町長の所属党派は、政権与党と同じ中道左派の国民統一希望党 (Unidad Nacional de la Esperanza, UNE) であった

が、2011年11月の大統領選挙にあわせて行われた地方首長選挙では、2012年1月14日のオットー・ペレス大統領の就任から政権与党となった石派政党の愛国党(Partido Patriota, PP)と同じ党派の同地域の候補者が当選した。

## Ⅲ 紛争の経緯

以下に述べるコミュニティの水源をめぐる紛争問題は、2つのグループ(派閥)の確執についてである。ひとつは先住民コミュニティの外国企業に対して排外主義的な政治的文脈のなかで、ネポティズムやクライアンティズム的性格を残しながら行政をおこなう町長派、他のひとつは、地方分権に関連する3つの法令が生み出した地元協議会 COCODE (Consejos Comunitarios de Desarrollo)をベースに、住民の行政への直接発言権の強化をめざす市民グループである。この2つの派閥の確執を可能にした地方自治法に関する細かな規定は次のIV節で解説する。なお本論で扱うデータは、筆者が2007年から2011年にかけて行った調査において、市民グループのインフォーマントにより得た発言を基にしている。

## 【第一幕】

この町の中心市街の水源は3カ所あった。AT (地名)水源に2カ所と、FT (地名)水源の1カ所である。2008年8月頃、後者の50メートル平方ほどの水源に地元の住民が侵入し(告発状によれば)「水源地周辺の樹木伐採をし、貯水タンクの境界に、幅1.5メートル、深さ3メートル、長さ15メートルの堀を構築した」。この時、町の中心部の住民で組織されるCOCODEが、これを問題視し、町役場にその住民を告発した。COCODEとは、2002年地方行政改革関連法案によって規定された代議協議会組織のことである(自治組織についてはIV節で詳述する)。同年の11月28日に町は、この紛争に関する調停委員会を組織し、紛争当事者同士の調停を試みようとした。しかし、この住民は改めて水源の所有権を主張し

COCODEの主張に耳を貸さなかった上に、個人に対する人権侵害とし て、逆に COCODE のメンバーを告発した。他方、町役場には、この水源 が町の共有地である旨の文書が保管されていたはずであるが、結局その文 書は見つからなかった。このことについて COCODE の主だったメンバー は、町長の管理責任を問う一方で、侵入住民を(刑事訴訟法 Proceso Penal 90-08の貯水および流水の「横領罪」で)刑事告発した。刑事裁判の 結果、最終的に住民の侵入の件が立証され被告人は収監された。CO-CODE のメンバーが水源地のコミュニティによる安定共有を確保するた めに上訴や抗議した機関は、各審級の裁判所、自治省や国立森林局など6 機関に及んだ。このように東奔西走したにもかかわらず、町長と役場の町 会議員たち (concejales) はなにも協力しなかったと COCODE のメン バーは不満を述べあった。これが町長派と COCODE との最初の紛争の幕 開けであった。

# 【第二幕】

10

およそ1年後の2009年9月、町が共有地として保有する2クエルダの十 地を、カナダのプロテスタント系援助団体に売却する話がもちあがった。 この外国援助団体は、地元の男性――彼の父親はこの町に最初のプロテス タント教会を設立する――が代表を務める地元の NGO の団体と共同し て、虫歯の抜歯を主体とするクリニックやその他の慈善プロジェクト用の 土地を探していた。地元の NGO の代表が町役場と交渉した結果、町長は クリニック建設のために町の共有地を提供する計画を承認した。この決定 に対して、町の COCODE は異議申し立てをし、町長の権限で町の共有地 を外国人に売り渡すことはまかりならないと主張した。COCODE の外国 人排斥的なこの主張には伏線があった。この町の各地のコミュニティにお いて、外国の企業や個人に土地の売却をする者がいるという風評がたち、 その援助団体こそが鉱山会社のカモフラージュではないかと人々が警戒し ていたからである。2006年と2008年の2度にわたり鉱山開発に反対した住

民投票があったこの町は、外国人による「侵入」に過敏な状況にあった。 2008年5月14日の2回目の住民投票では、就任後半年にもならない当時 の町長が、先住民運動に理解のあるメキシコ人神父を巻き込んでこの住民 投票のイニシアチブをとりキャンペーンを張ったので、「鉱山開発を拒絶 せよ!|のスローガンとその政治的含意は政治的動員をかける大いなる 「象徴的資源」となった。第一幕で述べた水源地確保のための紛争におい て、町長の指導力はまったくないと公衆に印象づけることに成功した CO-CODEのメンバーたちは、ここでも類似の論調で非難した。そして、件 の援助団体と町長との癒着関係に疑いをかけるメンバーもいた。この状況 を打開しようとした(土地売却の意思が明確な)町長は、COCODEより ト位の意思決定機関である COMUDE (Conseio Municipal de Desarrollo) の構成員たちを招集した。COMUDE は、ムニシピオレベルでの協議会で 町長がコーディネーターを務めるものである(政令11-2002協議会法第11 条条項 a による)。 町長を告発した側の証言によると、町長は町の共有地 をプロテスタント団体に関係する町内の NGO に売却してもかまわないと いう主旨の文書――アクタ (acta) とよばれる――を作成し COMUDE の メンバーに「十分な議論をさせずに」署名させたという。その後、この町 長の策略はじつは共有地の売却だけではなかったことがアクタの中に発見 されることとなる。それが次のステージへの序幕となる。

# 【第三幕】

诵常、町長はアクタと呼ばれる行政文書を作成する。アクタには、署名 を伴う文書、つまり議事録や証明書、教会の活動記録など多様な意味があ るが(植民地権力が持ち込んだこの歴史的遺産としての)署名の伝統は、 先住民社会でも重要な公証性をもつものとして重要視される。第二幕で述 べた、2010年1月、町長と COMUDE が署名したアクタには、共有地の 売却の他に、新しくできた役場の庁舎の2階部分に役所が入り、1階部分 にはバンルラール = 農村開発銀行(BANRURAL, Banco de Desarrollo Rural S.A) に15年間無償契約で入居することを許諾する事があわせて記載し てあった。バンルラールは、1997年の民営化関連法に基づいて国立銀行系 の BANDESA が売却され1998年に設立された(Trivelli 2007)、地方での 公共投資にはもっとも影響力をもつ銀行であり、西部高地の町にはよく見 かけられる。かつての庁舎は、1960年に、それまでの植民地時代の老朽化 した庁舎を取り壊して作られたものだが、2009年にはさらにそれを取り壊 して庁舎の新築工事がおこなわれていた。COCODEのメンバーの一人 が、NGOへの土地の売却に関するアクタを調べていたところ、このバン ルラールへの無償借款の件が発覚したのである。COCODE のメンバーた ちは、町長と町会議員に対して、自分たちの財産を容易に外国援助団体と 私企業の銀行に売り渡す破廉恥な町長などは、かつてこれほどまでなかっ たと主張した。そして歴代の町の長老たちは、町の共有物を安易に売り渡 す行為などは決してやってこなかったと付言した。それゆえ町長とその政 策を容認した町会議員たちの行為は不正である、としたのである。CO-CODEはこの抗議を目的として何度も町長に会う約束をとりつけたが、 それらはすべて反故にされてしまった。COCODEとその支援者は、町長 と COMUDE が作成したアクタの書類の無効を唱えて、共同体内で抗議 活動をすると同時に、サン・マルコス県庁に数度でかけて、最後にはマス コミや調停機関および法廷に訴えるにいたった。集会のたびに町内での彼 らの支援者は増えていった。

# 【第四幕】

再三の抗議活動によって、最終的に COCODE とその支援者たちは「ムニシパリダ同意(Acuerdo de Municipalidad)」という文書を作成し、町長との間で調印することになった。 Acuerdo de Municipalidad は明らかに、グアテマラでもっとも人口に膾炙した1996年末の和平合意文書名(Acuerdo de paz firme y duradera)を多くの人に想起させる。アクエルド(同意)という語の借用は、その文書におおきな政治的正当性を与える

こととなった。COCODEの中核的リーダーは、同時に、共有土地の売却をもとめたNGOの代表や、重大なところで何も発言しないことで結果的にそれに協力した教育省の視学官などの専門家たち(profesionales)もあわせて批判する。彼らはこの一連の動きにおいて、コミュニティに対して何も行動しないことで町長派に利する立場をとったと批判したのである。このリーダーは「町の人びとは勝利し、町長は屈辱を得た(Pueblo ganan, Alcalde estaba humillado)」とこれまでの運動を総括する。「ムニシパリダ同意」があった日には、町は活気をとりもどし、また慶事があると上がる花火が上がった。「ムニシパリダ同意」には(1)庁舎の1階のすべてのスペースを銀行には貸さない、(2)2クエルダの町の共有地は誰にも売り渡さない、という事項が2つ記載されてあった。

## 【第五幕】

これに対して、屈辱を受けた町長と COMUDE 傘下に位置づけられるアルデア(村落部落)のリーダーたちは反転攻勢に出た。前夜に町長の家で、肉やソーセージが焼かれ食事を振る舞われた後、翌日に会議場となる町の多目的サロンで集会がもたれた。そこで COCODE と村のリーダーたちは討議をおこなったが、その席上で先の COMUDE の決定を覆した告発派の COCODE の行為が露骨に非難された。期せずして呉越同舟となった告発側の COCODE のメンバーが批判の矢面に立たされたとき、別の村落からきた COCODE のメンバーが批判の矢面に立たされたとき、別の村落からきた COCODE のメンバーの1人がマイクを奪った。そして彼は告発側の COCODE のリーダーにそのマイクを手渡した。リーダーはマム語で一これまでの会議はすべてマム語が使われている――「ムニシバリダが共有地を、すなわち先祖から受け継いだ土地をわずかの一断片でも外国人に売り渡してはならない。そして、なぜバンルラール=農村開発銀行だけが独占的に市庁舎の1階を支配するのか」と事の理不尽さを再度訴えるに至った。この発話により集会でのそれまで劣勢だった告発側の形勢が逆転し、COCODE は名誉と体面を保つことができたという。議論の後、バ

ンルラールへの無償貸与の是非について住民投票がおこなわれた。その結果、無償貸与の案は否決されて最終的に「住民」(告発派 COCODE 側の表現)が勝利した。2010年5月のことである。これにより、COCODE のメンバーは「コミュニティの内部に [町長派以外にも] 敵ができてしまった」と、数ヶ月後に述懐した。

もちろん、このことで町長派は一時的に面目を失いはしたが、この件で彼の統治が致命的な打撃を受けたわけではない。2011年1月1日、町長政権の最後の年に、町内の各コミュニティの役員と新役員への年度の引き継ぎ行事が行われたが、いつも通りメインストリートには2千人近くの役職者と関係者たち達が集まり、町長と役場の要職者たちはその行列の先頭を切って手を振りつつ威信行進し、その後に入場した町のサロンで盛大に儀式が営まれているからである(この現場に私自身は実際に立ち会った)。だが告発派の抗議行動が、この町全体の動きから見ればコップの中の嵐であったとしても、町長の統治に疑問符を打ち、反対行動を起こしたCO-CODEの意義が忘れられることはあるまい。COCODEのメンバーの意識の中には、それまでとは異なった「町の統治」についての別の考え方が目覚めつつあったからである。

# Ⅳ 国家と地方自治法

2008年の鉱山開発反対の住民投票を成功させた町長にとって、前節で紹介した、反町長派のCOCODEの行動など全くもって些細な出来事かもしれない。しかし反町長派の人たちが、町の共有地である水源地への侵入とその処罰を契機に、村落外部からやってくる開発計画(外国の援助機関によるクリニックの建設)やバンルラールの営業開始(経済的活動)に異議申し立てをし、町長派の籠絡を跳ね返してきた過程を語る時、彼らは非常に生き生きとしている。彼らは実際に、コミュニティの未来を決める主体は誰かを定義する具体的な論争に関わり、決めたことを書面で確認し、それでも問題が解決しないと、別の調停機関や法廷に訴えるという戦術を係

む事なく繰り返した。これらの実践を辛抱強く進められたのも、町長派の ガバナンスが不透明性な手法でかつ住民の合議を経ず、明らかに時代遅れ のことをしてきたからだと、反町長派の当事者たちは当時の状況を分析す る。

さて、この先住民共同体における「統治」をめぐる住民の間でのマイナーな紛争は、従来の開発途上国での政治研究では、例えば本源的紐帯(sentimientos primordiales)を弁別特徴とする2つの思潮、すなわち分派主義(fraccionismo)と統合主義(intergracionismo)の循環(あるいは弁証法)のダイナミズムとして分析することが可能である(Geertz 1973、Chap. 10)。また、内的メカニズムへの外部からの変動要因として、中央政治からもたらされる権力や利権との関係を合わせて歴史社会学的に分析することもできる。しかしながら、私は、この事例を反町長派としての政治主体の形成、すなわち彼/彼女らの「政治的アイデンティティ」の形成という観点から考察してみたい。

グアテマラの先住民意識における主体形成の議論の中で、彼らの「文化的アイデンティティ」が自己認識としても他者認識としても内在的本質主義から予め存在するものとしてしばしば説明されてきた。それに対して、この「政治的アイデンティティ」という概念は、主体が実践を構成する過程の中で、自己認識として自らその立場を選びまたその概念自体を彫琢してゆくものだからである(Meister 1990, Chap. 2 and 3)。私がこの観点を取る理由は、和平合意後のグアテマラのマヤ系先住民社会では、ひろくマヤ運動(movimiento Maya)、汎マヤ運動、あるいはマヤ主義者運動(movimiento Mayista)と呼ばれる社会現象がおこっており、この生成過程に彼らのアイデンティティ意識がどのように関連しているかを明らかにする必要があるからである。マヤ運動は、言語学研究や言語復興、口頭伝統の復興や近代文芸などの創作、儀礼の復活、伝統知識の教育普及、さらにはマヤ言語によるロック音楽の創造まで、幅広い活動の範囲を持つ。その中から次世代のリーダーと目される知識人たち(intelectuales)が、そ

れぞれの言語共同体を代表するかたちでグアテマラ社会に登場してきた (Fischer and Brown 1996; Warren 1998)。

しかしながら、グアテマラ国家政治は、マヤ運動がもつ政治的ニュアンスを捨象しようとし、むしろ政治運動とは無縁の文化復興運動としてのみ捉えようとしている。他方グアテマラの先住民への国家政治のあり方を批判する国内外のNGO・NPOの団体は、文化運動がもつ政治性よりも「生身の政治現象(Realpolitik)」がもつ先住民への政治的抑圧性に問題点を焦点化し批判的に議論しようとする。共にグアテマラ先住民の存在様式から、政治と文化を相互排他的に切り分けようとするのである。この双方の動きから距離をとり、マヤ運動の「政治的性格」を分析するためには、文化が持つ政治的側面(Fischer and Brown 1996)と、政治がもつ文化的側面(Geertz 1978, Chap. 8)の両方からのアプローチにより解明されるべきだと考える。

では、反町長派の人たちの間に生まれた新たな主体形成を可能にした、 社会的条件や、政治経済的状況とは何であろうか。私には、それは以前と は異なる地方自治を可能にする政治的枠組の生成であり、それは地方自治 への住民の参加を必然視する風潮への変化であると思われる。以下では、 「社会の統治」をめぐる国際的な枠組と、それに連動したグアテマラ国内 における法改正という、2つの異なった水準の統治レジームの観点からさ らに論を進めてみよう。

まず和平合意前後のグアテマラは、復興のための世界銀行ならびにインターアメリカン開発銀行からの国際融資を受けるために1991年以降導入している構造調整政策を一貫して履行しつづけ、脱中心化=地方分権化の政策を押し進めた。しかし構造調整のスキームは、その導入直後に数々の批判に曝された。初期の構造調整政策への批判と解釈は以下の7点にまとめることができる(cf. Ruthrauff 1998)。

1) 構造調整政策の責任の範囲の不明確さ:海外からの財政政策への 介入は、国際社会と当事国との「合意」にもとづいているはずなの

- に、国家主権への侵害とみなされた。このことは政策の成否の国際 的判断に混乱をもたらした。それゆえ政府の財政担当者は成功すれ ば国際協調した自分たちの業績とみなし、失敗すれば外国や国際金 融機関の責任に転嫁できた。
- 2) 経済効率を高めるためにとられた民営化政策への批判:経営の効率化のために最初に犠牲になるのが労働者の人員整理や解雇であり、そのため失業率が上昇した。
- 3) 現地農業の市場経済化への加速:小農経営に利する点が少なく大 規模経営者による買収や、アグロビジネスの参入により作物転換や 農民経営への私企業のコントロールが増加した。
- 4) 経済優先による自然環境悪化:天然資源開発や観光振興など環境 負荷産業が増大した。
- 5) 緊縮財政による公共福祉サービスの低下:小さな政府による財政の緊縮が、とりわけ福祉公共サービスの予算の減少や、公共セクターの民営化をもたらした。そのため経済的貧困層には医療費や公共料金の負担増を招いた。
- 6) 女性労働力の市場参加によるジェンダー構造の変化:マキラドーラ (関税減免などの恩恵特区における労働集約型の軽工業団地)などの女性向けの賃労働化が、家計に対する女性労働力依存の増大をもたらし、家族内のジェンダー関係に影響を与えた。
- 7) 経済機会獲得のための自発的・非自発的な移住の促進:規制緩和 を通して政府が企業の自由な活動を優先したために、工場の移転や 業務内容を急速に変化させ、かつ労働者の雇用調整をより弾力化し たために、労働者の移動・移住を加速化させた。

これらの否定的現象は、米国政府と国際通貨基金および世界銀行が当初 考えていたワシントン・コンセンサスなるものが実際の適用においては失 敗したものだと理解されている(狐崎2004)。グアテマラにおける構造調 整政策は、先のような政策に加えて、民主化とそれを保証する政治システ ムの透明化、財源委譲、住民の財政的自立と自己管理などを、その理念として謳っていた。なぜなら国際社会が内戦後のグアテマラに期待したのは、治安の安定と民主化の確立であり、それが国際的な投資環境と刺激を与え、グアテマラ社会に安定した資金の流入を促し、ひいては更なる社会の安定と経済の繁栄が引き起こされることであった。これはワシントン・コンセンサスの失敗を受けて1990年代後半に提唱された改良版とも言える「第二ワシントン・コンセンサス」の政策パッケージの影響を受けたものと推測される(狐崎2004:225-226; Williamson 2003:13)。

この延長上にあるのが、地方分権(化)であり、それが本格化するの が、アルフォンソ・ポルティージョ大統領期の2002年からである。グアテ マラではこの時期に関連法案が矢継ぎ早に改正されている。政府は1987年 に制定された政令52-87「都市と村落の発展のための協議会法(Lev de los Consejos de Desarrollo Urbano y Rural)」を、2002年に同名の法律・政令 11-2002へと改正し、また1988年に制定された政令58-88「市町村法規 (Código Municipal)」を、やはり同じ2002年に同名の法律・政令12-2002 へと改正した。なお1987年制定の政令52-87の23条は翌1988年に政令49-88 で改正され、中央政府から自治体への予算配分比率が改正されている。さ らに1995年の政令13-95では村落開発省の廃止に伴う関連する事項の改正 があった。グアテマラの民政移管期以降の政治システム改革の根拠になっ たのは、軍事政権期末期に制定された1985年憲法であったが、すでにこの 憲法の224条において地方分権化が謳われ、225条においてそれを可能にす 。る「都市と村落の発展のための協議会」の創設が規定されていた。だが実 際には、2002年の法律改正まで機能していなかった。歴史を遡れば、地方 分権化の文言や理念は遅くとも1965年には登場していた。すなわち、イ ディゴラス・フエンテス大統領解任(1963年)後の暫定軍事政権期に公布 された1965年憲法231条と236条に市町村の自律性が謳われており、同憲法 に基づいて施行された「地方振興制度関連法(Ley Orgánica del Instituto de Fomento Municipal)」(政令1132,1965年)の前文の中に「統治の迅速

な地方分権化 | という形ですでに登場している。しかしながら地方分権が 実際に機能するようになったのは「地方分権基本法(Lev. General de Descentralización) | (政令14-2002) が新たに制定された2002年からなの である。言い方を変えると、有名無実化していた「都市と村落の発展のた めの協議会」の制度を、地方分権化のより一層の促進手段として復活させ ようと制定されたのが「地方分権基本法」の狙いであったと考えられる。 この新しい法体系によると、協議会法は国家レベルから地方の行政自治 体の基本単位であるムニシピオ、さらには下位のコミュニティのレベルま で協議会を設置することが義務づけられている。「都市と村落の発展のた めの協議会法」(政令11-2002) の 4 条には開発(あるいは発展)の協議会 の5つのレベルが、上位のものから下位のものまで規定されている。すな わち、a) 国家レベルでは「都市と村落の発展のための国民協議会」、b) 地方レベルでは「都市と村落の発展のための地方協議会」、c) 県レベル では「開発のための県協議会(Conseios Departamental de Desarrollo, CODEDE)」、d) 地方自治体レベルでは「開発のためのムニシピオ協議 会」(Concejos Municipales de Desarrollo, COMUDE)、そして、e)コ ミュニティ・レベルでは「開発のためのコミュニティ協議会」(Consejos Comunitarios de Desarrollo, COCODE) が設けられる規定になっている。 また同法15条では、ムニシピオ内のコミュニティの数により、その数が20 を超える場合は、ムニシピオの協議会と、コミュニティ協議会との間に、 中間の「第2のレベル」のコミュニティ協議会を設ける必要があることも 規定されている。

国民協議会の構成メンバーをコーディネイトするトップが共和国大統領となっているため、協議会制度は、国家レベルから地方の末端まで階層化したトップダウン・システムのように見える。しかし、その役割内容は上位にいけばいくほど調整機能が重視され、より末端にいくほど話し合いと合議による具体的な意思決定のやり方が重視されるよう法律には示されている。すなわち「都市と村落の発展のための協議会法」は、地方分権の住

民の意思決定を保証するための法的スキームを当初から提供するように設計されていたのである。同法の23条には先住民顧問による協議会(Cosejos Asesores Indígenas)の設置規定があり、それらはCOCODEとCOMUDEに対して連携するものとされている。同法26条には、先住民による住民投票(Consultas a los Pueblos Indígenas)の規定も定めている。なお、COCODEの構成員は、同法の規定により住民による「選挙」で選出されることになっているが、実際はその上位に位置する COMUDEの協議会議長(コーディネータ)である町長の斡旋で、住民の中から「互選」されている。そのため COCODE のメンバーは教師や商店主、あるいは地域の有力家族から選出されることが多いが、ジェンダーバランスには配慮されているので、極端に偏った人選になることはかろうじて回避されている。また、COCODEの代表(事例ではリーダーと表記)は、同法規により COMUDE の構成メンバーとして加わることが規定されている。

したがって、この協議会法は、政治的意思決定においてトップダウンの権限を扱ったものではないし、統治においてもその機能を作働させるようには構成されていない。むしろ同じ2002年に制定された「市町村法規」および「地方分権基本法」と併せて地方分権を促す一貫した体系的な法整備過程の結果であると考えることができる。とりわけ、市町村法規の21条には、先住民どうしの民の間の関係の尊重と承認が謳われ、地方分権基本法の4条に9箇条ある基本原則のうち第4項には「グアテマラの複数民族、多元的文化、複数言語の現実への尊重」という文言がみられるように、先住民社会の固有の方法について敬意を払うようになっている。和平合意後の地方分権を実現させるための新しいコミュニティ・デザインとしては、当該国民でない部外者から見ても、よく設計されているように思われる。

これらの法律は、1985年憲法に基づいているが、とりわけ法的レジームという観点からは、1996年12月29日に政府とURNG(グアテマラ国民革命連合)との間で調印された「確実で永続的な和平合意(Acuerdo de paz firme y duradera)」の第5項、グアテマラの先住民に対する複数民

族、多元的文化、複数言語の尊重という基本認識をその立法の精神に反映させている。ただ、言うまでもなく、これらの理念があるから、地方自治に先住民権が過不足なく容認されるという社会的効果を持つことができたと判断することは短絡的である。複数民族、多元的文化、複数言語の尊重は、さまざまなところで成功する一方、挫折も経験しているからだ。その成功の一例を挙げると、1999年当時の教育相アラベラ・カストロ・キニョネスは、書状129号(Circular 129)で知られる、児童および生徒たちが先住民衣装着用をして授業を受ける権利に関する通知を発送し、教育行政における多元的文化への容認政策が進展することがあった。他方、挫折の例では、憲法の中に複数民族、多元的文化、複数言語の尊重という修正条項を盛り込むための「先住民のアイデンティティと権利に関する合意に基づく国民投票」が同年実施されたが、投票率12%のなかで反対票が57%の結果、否決されている。

# V 結論

現代の国民国家とそこに帰属する様々な共同体(コミュニティ)は、第二ワシントン・コンセンサス以降の、ネオリベラル経済ないしはネオリベラリズムの政治経済体制に巻き込まれているという議論がある。ネオリベラリズム下のグローバリゼーションの強力な推進力の源泉は世界銀行や国際通貨基金(IMF)による構造調整政策である(Williamson 2003:11-12)。市民社会の側からのネオリベラリズムへの反発は、これまで、さまざまな抗議行動を通して表現されてきた。それら抗議には、先進国あるいは途上国を問わず失業率や賃金カットなど雇用条件が悪化し、経済格差が拡大し、それゆえ治安の悪化を引き起こし、またそれまで機能してきた社会のセーフティネットが脆弱化しているという市民の懸念や批判が込められている。すなわちネオリベラリズムの病理は、ローカルな自己決定能力が打撃を受け共同体がこれまで維持してきた政治経済システムが破壊されるという形で説明される(スティグリッツ2002)。

さて反町長派の COCODE の構成員たちは、中央からもたらされる利権 を地方で配分するこれまでの政治スタイルに反発しかつ抵抗してきた。そ の意味で中央の大きな権威に反抗するローカルな応答の結果として「マム 反逆派(Mam Rebelde)」と呼びうる存在と言える。このグアテマラの先 住民社会の来るべき地方自治の民主化の使徒になるやかも知れない CO-CODE のリーダーは、私の友人であり、情報源の多くを彼に負う。「マム 反逆派」の名称はリカルド・ファーリャ(Falla 1978, 2001)の著作『キ チェ反逆派』(Quiché Rebelde) の用語によっている。リカルド・ファー リャの著作は、トトニカパン県のサン・アントニオ・イロテナンゴという ムニシピオで1948年に始まり1970年まで続く、伝統的宗教の文脈の中に近 代的カトリックであるアクション・カトリカ(AC)の地歩を築き、やが て伝統的な考え方そのものを駆逐することで新しいキチェ・マヤのアイデ ンティティを模索する「反逆者」を描く(近現代の)歴史民族誌である。 キチェ(人や民族)のそれとは異なり、本論文の COCODE のマヤ司祭の リーダーは後述するように伝統主義の復権を求めて、カトリック(AC) とプロテスタントの双方に反逆する点で、このネーミングは逆説に満ちて いる。保守政治に対する革新主義的抵抗のスタイルこそ取るものの、町長 に対するマム反逆派の抵抗を可能にしたのは、第二ワシントン・コンセン サスに淵源するネオリベラリズムに基づく構造調整政策とそれに呼応する グアテマラ政府の地方分権化を促進させる法的整備の結果であったという のも、また逆説に満ちている。

反町長派の COCODE のリーダーは小学校の教師で、教員組合の地方代表であり、研修通信制の大学で学び人類学の学位取得を目指す学生でもあった。また半ば公然の事実ではあるが、この町ではカトリック教会からは禁制とされているマヤ儀礼を主宰する若い新世代のマヤ司祭でもある。5年近く前の2007年当時に私が彼と知り合った時には、マヤ司祭(当時は見習い)の身分を隠しつつ、マヤ文化復興運動と自分自身の宗教活動を関連付け伝統的文化価値を擁護していた(cf. Fischer and Brown 1996;

Warren 1998)。彼が調査者である私にマヤ司祭であることを匂わせるのはその翌年であり、実際に私に告白し、儀礼の現場に連れていってくれるようになったのは邂逅から2年後であった。

彼自身の政治的コミットメントが示すマヤ司祭からより「近代的な政 治 への〈転回〉について、これまでの彼のマヤ司祭の活動とつながって いるという。マヤ文化の保全への情熱は、COCODEの政治活動と矛盾す るのではなく、むしろ一貫性があるというのだ。彼の夢は、抑圧されてき たマヤの伝統宗教の市民権を再びコミュニティに復興させること、民主主 義にもとづく先住民としてのプライドを持つこと、外国人に容易にマヤ文 化の所有権を譲渡してしまう危険性からコミュニティを救うことである。 そして今回の騒動を通して、彼が学んだことは、市民の発言の可能性を開 く政治的回路としての COCODE を発見したことである。彼はマヤ司祭に なるために、他のコミュニティのマヤ司祭の導師に教えを受けた。それに より、多様なマヤの生き方に統一した世界観を彼自身が見いだし、マヤの 世界観を具現化するマヤ宗教儀礼をこのコミュニティで再開することが、 内戦で疲弊したマヤ人のアイデンティティの復興に大きな意味をもつこと を理解したという。この理解により、彼とその同胞の関係性に変化が生 じ、今度は彼自身が大衆の前で自ら主張を雄弁に話すことができるように なったという。

これらの一連の出来事は、政治的資源として COCODE や文化的資源としてのマヤ司祭の活動を、彼が与えられた状況の中で機会的に利用 (=動員)しているのだという解釈で説明できるだろう。しかし、別の角度から見ると、対立点を浮き彫りにし論争する先住民コミュニティという新たな空間が切り開かれたことで、先住民である当事者はこれまでとは違ったタイプの政治的実践を創造することが可能になったと言うこともできる。少なくともマヤ運動は、抑圧されてきたマヤの人たちの「文化の復興」という観点から理解される以上の広がりをもつことが明らかである。果たしてこれは文化運動が政治化したということなのだろうか。だが、性急に結論

を求める必要はない。むしろ政治と文化をめぐる分析する側の前提を問うことが重要である。これまでの理解の方法として、我々は文化と政治のあいだに操作的な峻別を設けて、文化の概念から「生身の政治現象」を捨象してはこなかっただろうか。

グアテマラ国家にとって、文化的主体としてのマヤが、複数民族、多元 的文化、複数言語の国是の中の一角を占めることには特段の異論がでるこ とはない。しかし慣習法体系を含め、政治や司法という統治の面に「マヤ 文化」が進出してくると、先住民と国家との関係はきわめて論争的テーマ になる(これは世界の多くの多民族国家が抱える共通の状況でもある)。 近代国民国家は、分離独立やエスノナショナリズムの勃興を注意深く警戒 する。グアテマラの民主化運動の中で、マヤ人の復権は、マヤによる政治 権力の掌握や民族政治(エスノポリティクス)を目指しているのではな く、むしろ国家成員の多元性を認め、實容性を拓き、民族の差異の承認と 国民間における対話と和解を目指しているだという主張や解釈は、この観 点から妥当なものと見なすことができる (Menchú 1998;太田2009)。 我々は文化と政治の二元論思考に馴染んできたせいで、同じ国家空間に生 きる成員がそれぞれのコミュニティ文化の差異を主張しかつ相互承認する ことは、文化の認識論にとどまらず政治的な意思決定過程であることを久 しく忘却してきたのではないだろうか(Geertz 1973, Chap. 11)。このこと を架橋するのが、前節の冒頭で述べた「政治的アイデンティティ」として マヤ先住民を捉え直すことなのである(Meister 1990)。

ラテンアメリカの構造調整政策における重要な課題である政府の機能縮小と地方分権化、そして情報公開などの政治の透明化の社会的課題は、しばしばネオリベラル政治経済に道を拓く第一歩だと批判的に取り上げられる。だが、地方政治に生じた社会参加の新たな空間は、これまでのパターナリズムを大義としたネポティズムやクライアンティズムの運用原則しか存在しなかったこの町に、COCODEのメンバーが自由な発話と異議申し立てができることを可能にした。このことが我々にもたらす政治的含意は

何であろうか。私にはこう思われる。統治構造の変化は、それを設計する者が〈予期しなかった応答〉を住民に引き起こしたことにあると。ここで言う〈予期しなかった応答〉とは、相互排他的と思われていた2つの事柄――ネオリベラリズムと先住民の民主主義――が、地方自治の政治の現場で具体的なコンフリクトを通して結びついたことである。言い方を変えると、先住民が想定してこなかった新たなタイプの政治的権力(あるいは、その行使の方法)が生まれたということである。

2011年1月に彼らと最後に会ってから、私が日本に帰国してこの事について考えている際に、類似の経験が我々の日本社会でも語られていることに気がついた。それは2011年3月11日の東日本大震災と大津波それに引き続く福島第一原子力発電所の原子炉爆発事故や、その年の秋以降に「国民的議論」にまでなった(しばしばネオリベラル経済の典型的現象として議論に上がる)環太平洋経済連携協定(TPP)への協議参加/不参加をめぐる論争においてであった。さらにはポスト・フクシマという時代の中で、新しい世代を中心とする脱原発派の人々が、どのようにして彼らの主張をより広い国民的合意として統合するのかということに関する議論においてであった。ここで、この私自身の経験を持ち出すことは本論文の読者に対してとても奇異で唐突に思われるかもしれない。しかし、原子炉爆発事故とそれに引き続く農産物の放射能汚染と、それに対する政府の対策、それらに対する市民の現在の〈予期しなかった応答〉を眺めた時、事故以前には見られなかった議論を、読者も聞いているかも知れない。

そこでは「市民とは誰か?」あるいは「民主主義とは何か?」という審問と、民主主義を文字通り「民の支配」としてその社会に定着させ、自分たちがよきことをなす自己決定をめぐる主体形成が急務だと要請されている。これらの類似した政治的主体形成の契機は、一方のグアテマラ先住民コミュニティでは水源地の土地所有の権原をめぐる紛争において、他方の日本では放射能汚染とその国家の管理能力を問う論争の中において生まれている。フランスの政治思想家アレクシ・ド・トクヴィルは1831年に渡米

した経験を『アメリカのデモクラシー』の中で考察し、人々の地方自治への直接参加の中に、その社会の持つ民主主義の可能性を見いだした。民主主義やその統治についての考察において、グアテマラの先住民共同体が経験していることを、日本と比べて後進性の中に位置づけることはできない。グアテマラの先住民社会の政治経験は、地球の裏側の日本での政治経験と比較参照されることで、その考察の深みを増すことができるのではないだろうか。

\*本稿の執筆にあたっては、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(B)「中米先住民運動における政治的アイデンティティ:メキシコとグアテマラの比較研究」(平成22年度~平成25年度[予定]:研究代表者:池田光穂)ならびに大阪大学GCOEプログラム「コンフリクトの人文学国際研究教育拠点」の研究調査資金に負っている。本稿の概要は、第32回定期大会(2011年6月4日:上智大学)分科会5「現代の先住民社会」において論文と同名の標題で発表した。その際、座長・受田宏之先生をはじめ分科会参加者からの活発な質疑応答の経験が今回の投稿への強い動機となった。また『ラテンアメリカ研究年報』の匿名の2名の査読者の方には、非常に詳細にわたるコメントと批判をいただき、本稿の議論の格段の改善という得難い恩恵を受けた。この論考に関わったすべての方々に謝意を表したい。

#### 参考文献

- Adams, Richard Newbold. 1970. Crucifixion by power: Essays on Guatemalan national social structure, 1944-1966. Austin: University of Texas Press. (Notes: with chapters by Brian Murphy and Bryan Roberts).
- Cancian, Frank. 1965. Economics and Prestige in a Maya Community. Stanford: Stanford University Press.
- CIA, Online. CIA-The World Factbook, Guatemala.

  https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/gt.

  html (最終確認日2012年1月21日)
- Dewalt, Billie R. 1975. Changes in the Cargo Systems of Mesoamerica. *Anthropological Quarterly* 48(2): 87-105.
- Falla, Ricardo. 2001. Quiché Rebelde: Religious conversion, politics, and ethnic

- identity in Guatemala. Austin: University of Texas Press. 原著1995. Quiché rebelde: Estudio de un movimiento de conversión religiosa, rebelde a las creencias tradicionales, en San Antonio Ilotenango, Quiché. (Guatemala: Editorial Universitaria de Guatemala).
- Fischer, Edward F. and R. Mckenna Brown. eds., 1996. Maya cultural activism in Guatemala. Austin: University of Texas Press.
- Geertz, Clifford. 1973. The interpretation of cultures. New York: Basic Book.
- Hawkins, John. 1984. Inverse Images: The meaning of culture, ethnicity and family in postcolonial Guatemala. Albuquerque: University of New Mexico Press.
- Hoefer, Michael, Nancy Rytina, and Bryan C. Baker, 2010. Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2009. 8pp., US Department of Homeland Security. (http://www.dhs.gov/files/statistics/ois\_ill\_pe\_2009.pdf)
- Ikeda, Mitsuho. 2000. Ethos, Community, and Violence: A Guatemalan highland community and global economy. 「ラテンアメリカ研究年報 (Anales de Estudios Latinoamericanos)」 20:89-119.
- 池田光穂. 2002. 「政治的暴力と人類学を考える」『社会人類学年報』(28巻、8月)、27-54ページ。
- 狐崎知己. 2004. 「公共的空間と市民社会の創造」(松下洋・乗浩子編『ラテンアメリカ・シリーズ1、新評論)、213-230ページ。
- Meister, Robert. 1990. *Political Identity: Thinking through Marx*. Cambridge, Mass.: Basil Blackwell.
- Menchú, Rigoberta. 1998. Rigoberta: La nieta de los mayas. con la colaboración de Gianni Minà y Dante Liano, Madrid: El País-Aguilar.
- Nyrop, Richard F. ed., 1983. *Guatemala, A country study*. 2<sup>nd</sup> ed., Washington, D. C.: For sale by the Supt. of Docs., U.S. G.P.O.
- 太田好信. 2009. 『民族誌的近代への介入: 文化を語る権利は誰にあるのか(増補版)』人文書院。
- Ruthrauff, John. 1998. The Guatemala Peace Process and the role of the World Bank and Interamerican Development Bank, In 1998 Conference on Development & Democratization in Guatemala, 26–28 March, 1998, Universidad del Valle, Guatemala. (Unpublished version, URL: http://ladark.lib.utsa.edu/12/1/The\_Guatemala\_Peace\_Process.htm).

- Tax, Sol. 1937. The Municipio of the Midwestern Highlands of Guatemala. American Anthropologist 39(3): 423-444.
- スティグリッツ, ジョセフ・E. 2002 『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』 鈴木主税訳、徳間書店。原著 Stiglitz, Joseph E. 2002. Globalization and its discontents. (London: Penguin)。
- Trivelli, Carolina y Hildegardi Venero, 2007. Banca de desarrollo para el agroexperiencias en curso en América Latina. Lima: IEP, (Serie Análisis Económico, 25).
- トクヴィル, アレクシ・ド. 2005-2008. 『アメリカのデモクラシー』(全4巻) 松本礼二訳, 岩波書店。
- Warren, Kay B. 1998. Indigenous Movements and Their Critics: Pan-Maya Activism in Guatemala. Princeton: Princeton University Press.
- Williamson, John. 2003. From Reform Agenda: A short history of the Washington Consensus and suggestions for what to do next. Finance & Development 40(3): 10-13.

(Resumen)

# Buscando la autonomía comunal en el época de la descentralización del poder político en el occidente de Guatemala en la actualidad

#### Mitsuho IKEDA

Desde la firma del Acuerdo de Paz Firme y Duradera a finales del año 1996, el pueblo guatemalteco enfrenta varios obstáculos políticos de anarquía y de terror, sin embargo la situación económica ha seguido relativamente estable por las ayudas internacionales y las remesas desde EE. UU, de los emigrantes legales e ilegales. Desde la década de 1990 el Estado ha introducido la política del ajuste económico estructural en el marco internacional del Consenso de Washington en un primer momento, luego el segundo Consenso a finales de los 90s. Este panorama económico prepara a los países que reciben apoyo internacional con compromisos y acciones política internas para aceptar el "neoliberalismo"; la aceptación de la reforma de ajuste económico estructural, la privatización, la modernización del mercado agrícola, y la descentralización política.

Con la presente investigación que hemos realizado desde el año 2007 hasta el presente, se ha abordado la historia política local en conflicto entre la corriente política y personal del alcalde municipal y la de los integrantes de los Consejos Comunitarios de Desarrollos, los COCODES, en el marco

del contexto político de la descentralización en el actual momento en Guatemala y específicamente en una comunidad de un municipio del occidente de Guatemala. En este punto los comunitarios buscan y definen que tipo de gobierno necesitan o desean en el marco democrático de la descentralización, la reforma jurídica sobre la política guatemalteca, sobre este tema en el año 2002, especialmente la Ley de los Consejos de Desarrollo Urbano y Rural (Decreto 11–2002), el Código Municipal (Decreto 12–2002), y la Ley General de Descentralización (Decreto 14–2002). Sobre todo las reformistas indígenas del grupo de consejos tratan de lograr sus propósitos intentando salir principalmente del nepotismo político local clásico hasta alcanzar una nueva forma o camino de gobernarse por el mismo pueblo, "dêmos-kratos," término que significa Democracia.

Uno de los casos conflictivos en la comunidad estudiada comienza con la invasión del territorio "comunal" del nacimiento de agua, lo que provoca el problema de la demanda de responsabilidad administrativa del alcalde. Aunado al debate nacional y local por el desarrollo de la minería en la zona occidental del país, de tal forma que el pueblo ha hecho las consultas para el desarrollo de la minería dos veces, en el 2006 y 2008, los resultados han sino un: "No a la minería." Bajo el mismo sentido se desarrolla el debate entre el alcalde y uno de los COCODES sobre la venta del terreno comunitario para una agencia internacional o "del exterior," lo que provoca en el pueblo un sentimiento xenófobo. Y un tercer conflicto comunitario es el que se da sobre la prestación de un espacio físico en una parte de la municipalidad a un banco privado sin costo alguno. Los miembros del COCODE han continuado negociando con el grupo del alcalde, que lo consideran "enemigo," y al fin han logrado alcanzar un acuerdo y firmar un documento de acuerdos y compromisos, algo parecido a "Acuerdo de Munici-

palidad" con su forma similar al Acuerdo de Paz.

Podemos denominar a este grupo que ha luchado contra el alcalde con un neologismo como el de "Mam Rebelde," buscando su propio poder en el espacio político en un nuevo marco del proceso de la descentralización política del Estado. Estos rebeldes se pueden considerar como los representantes de la nueva imagen de la identidad política del pueblo después de la toma de decisión de la descentralización. Al mismo tiempo sus desafíos para buscar nuevos caminos de la democracia y hacernos reflexionar a nosotros los Japoneses para que también busquemos otra u otras formas alternativas para con ello construir un nuevo consenso político estatal y local en el época "Post-Fukushima" denominación que viene luego de la explosión de la planta nuclear japonés el 11 de marzo de 2011 (311).